



町内の農業者の皆様へ

## 基山町鳥獣被害防止対策補助金 (捕獲班設置事業)



基山町におけるイノシシなどの有害鳥獣による農作物等への被害防止を図るため狩猟免許所持者と免許を持たない地域住民等が協力して有害鳥獣の捕獲を行う**組織（集落）**に対して予算の範囲内で**支援**を行います！

### 補助対象事業者

町内に住所を有する者のみで捕獲班を設置する集落等

捕獲班とは、狩猟免許所有者と免許を所有していない方（補助者）で構成されている組織（集落等）

### 対象要件

佐賀県の捕獲班設置に対する補助事業の交付決定を受けていること。

※対象の有無については、基山町産業振興課までご相談ください。

### 補助率及び補助金額

1班当たり10万円（設置した年度の1回のみ）

### 対象経費

捕獲班を設置するために必要な経費

【例】

- ・箱わな購入費や保険代
- ・狩猟免許取得のための講習会受講経費
- ・捕獲に係る活動経費（エサ代などの資材費等）

※詳しくは基山町産業振興課までお問合せください。

### 申請書類及び提出方法

【申請書類】

- ①補助金交付申請書
- ②佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金の交付決定の写し
- ③その他町長が必要と認める書類

※①申請書は下記お問合せ先にてお渡しいたします。

【提出先及びお問合せ先】

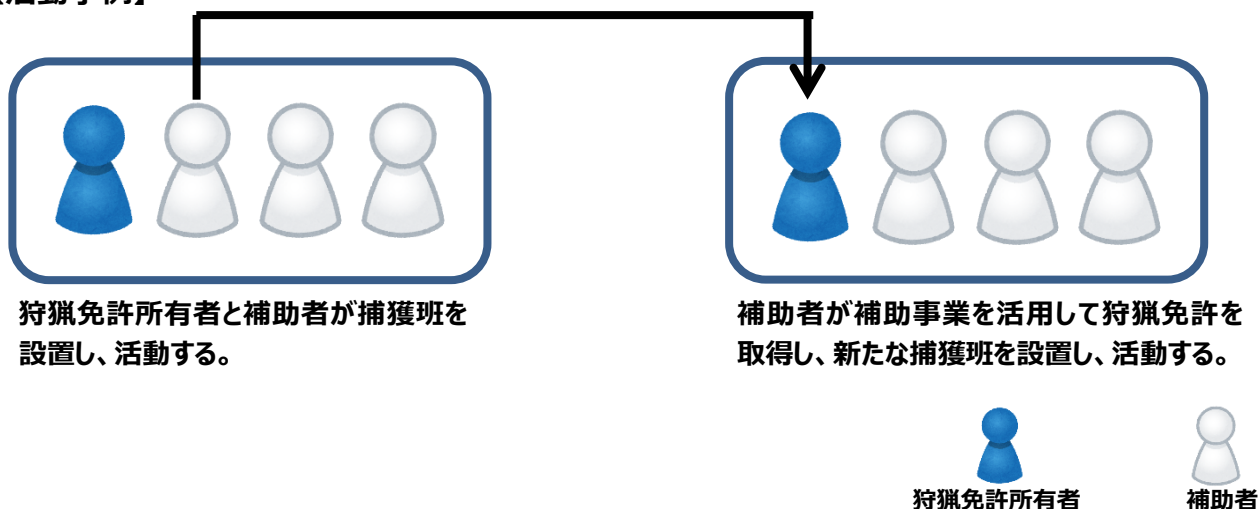
〒841-0204 基山町大字宮浦666番地  
基山町役場 産業振興課 農林業振興係  
TEL：0942-92-7945

県事業の詳細は裏面参照

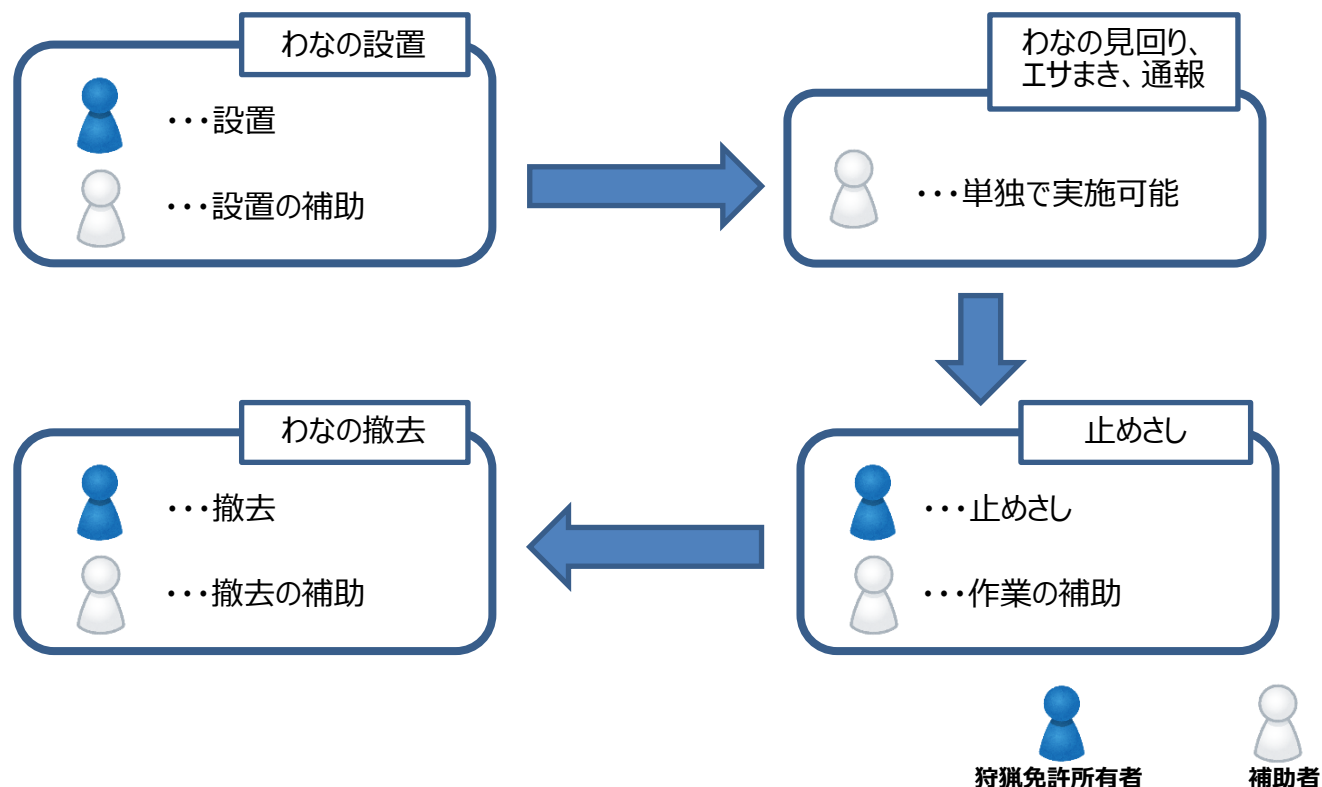
## 捕獲班設置の推進（佐賀県イノシシ等被害防止対策事業）

- 補助金：定額10万円（1班あたり1回限り）
- 内容：協議会が捕獲班の設置を集落等へ委託するために必要な経費  
（例）箱わな購入費、保険代、えさ代等
- 交付要件：
  - ・捕獲班の班員は、過去に鳥獣保護管理法の関係法令に違反したことはない者
  - ・捕獲班の班員は、町長による有害鳥獣捕獲許可を受けること。
  - ・鳥栖三養基地域有害鳥獣広域駆除対策協議会と捕獲班設置に係る委託契約を締結すること。
  - ・補助者は、法人等が開催する捕獲に関する講習会を受講し、捕獲技術等が確保されていること。

### 【活動事例】



### 補助者の役割イメージ図



※詳しくは基山町産業振興課農林業振興係（TEL0942-92-7945）までお問合せください。